

令和 3 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 3月定例会付託案件 1
-

令和 4 年 3 月 9 日（水曜日）

文教福祉委員会会議録

令和4年3月9日 水曜日

午後4時55分開議

午後5時07分閉議（実時間12分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第44号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分）
1. 議案第43号・訴えの提起について

○本日の会議に出席した者

委員長 中村和美君
副委員長 金子昌平君
委員 大倉裕一君
委員 友枝和也君
委員 中山諭扶哉君
委員 橋本幸一君
委員 橋本徳一郎君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長 中 勇二君
教育部次長 橋口幸雄君
学校教育課長 高嶋宏幸君

○記録担当書記 森田 亨君

（午後4時55分 開会）

○委員長（中村和美君） それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第44号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分）

○委員長（中村和美君） それでは、予算議案の審査に入ります。

議案第44号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長（中 勇二君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）大変お世話になります。

それでは、早速ですが、議案第44号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会に付託されました分につきまして、橋口教育部次長より説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○教育部次長（橋口幸雄君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）教育部次長、橋口です。それでは、失礼しまして、着座にて御説明いたします。

今回の補正は、次の議案第43号・訴えの提起についてでございます福岡高等裁判所に控訴するための訴訟に関する経費となります。

この予算の説明の前にですね、まず、本事件の概要について説明いたします。

これは、平成26年度に本市立中学校において発生したいじめ事案について、学校側が適切な対応を取らなかったとして、いじめの被害者を原告、本市を被告として、330万円の損害賠償が求められていたものでございます。

本年3月2日に言い渡された判決で、熊本地方裁判所は、いじめ発覚後の学校側の対応は相応のものであったとしながらも、原告の訴えの一部を認め、学校側が適切な措置を怠ったとして、本市に77万円の支払いを命じております。

今回の訴えの提起は、この判決の一部を不服として、福岡高等裁判所に控訴しようというものでございます。

この不服とする部分について説明いたします。今後の訴訟に関わりますので、あまり詳細には申し上げられませんが、判決では、本人から学校へのいじめの訴えがある以前の生徒間の行為について、いじめに気づく端緒、つまり手がかりがほとんどない状況の中、これに気づかなかった学校側に責任があり、安全配慮義務に違反したとして、損害賠償を認めた部分を不服とするものでございます。

確かに、学校及び教職員には、いじめ防止対策推進法第8条に定められているとおり、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む責務がございます。しかし、常時生徒を監視しておくことは現実的には不可能であり、この判決のように、教職員がかなりの注意をもって校内のいじめ防止、発見に努め、いじめに気づく端緒がほとんどない中、教職員の目の届かぬところで行われたいじめ行為に気づかなかったことに対して、損害賠償として金員を支払うべきという判断は、現場で働く教職員に過度の負担を強いるものであり、受け入れられないとの思いから、いま一度上級裁判所の判断を仰ぎたいと考え、控訴するものでございます。

事件についての説明は以上でございます。

それでは、予算書2ページをお開きください。

下段、歳出の第9款・教育費に55万円を追加し、補正後の額を46億5324万8000円とするものです。

続きまして、3ページをお願いします。

第2表の債務負担行為補正です。弁護士報酬等の訴訟事務委託料、及び訴訟終了の期間が不確定でありますので、令和3年度より訴訟契約終了年度までを期間として、債務負担行為の設定を行っています。

続いて、7ページ、下段をお願いします。

具体的内容について御説明します。款9・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費です。まず、節8・旅費の3000円は、本市職員が福岡高等裁判所に出張するための日当です。次に、節10・需用費の3万2000円は、訴訟手続に要する印紙代等の消耗品費です。次に、節12・委託料の50万6000円は、弁護士へ支払う着手金38万5000円と、弁護士の福岡高等裁判所等への旅費、日当としての12万1000円の経費です。次に、節13・使用料及び賃借料の9000円は、本市職員が福岡高等裁判所に出張するための高速使用料です。

以上が補正予算の内容でございます。御審議よろしくをお願いします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございます。なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第44号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号・訴えの提起について

○委員長（中村和美君） 次に、事件議案の審査に入りますが、先ほども述べましたように、委員の皆さん、また執行部の皆さんは、個人の

プライバシーに関することや、裁判の行方に影響を及ぼす質問や答弁は差し控えていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議案第43号・訴えの提起についてを議題とし、説明を求めます。

それでは、教育部から説明願います。

○**教育部長（中 勇二君）** それでは、引き続き、議案第43号・訴えの提起について、橋口次長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○**教育部次長（橋口幸雄君）** それでは、議案書の1ページをお開きください。

内容は、先ほど予算議案の中で説明いたしましたものでございまして、本市が訴えを提起するために、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、議案中、相手方の被控訴人を個人としておりますのは、公にしたくないという相手方の意向に配慮したものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひします。

○**委員長（中村和美君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○**委員（橋本徳一郎君）** 訴訟に関してはないんですけども、この事案が起こったときに、次のですね、問題の解決というか、予防策とか、そういったのに対しての解決策とか、提案はされてるんですか。防止策というか。

○**委員長（中村和美君）** 先ほど委員長が述べましたけど、そういうプライバシーとか、裁判に関することは答弁はできないと思いますので、あと、できるのがあれば、今、質問の答弁をお願いしたいと思います。

○**学校教育課長（高嶋宏幸君）** 失礼いたします。

議員お尋ねの防止についてですけれども、一

般的なことということでお答えになると思います。

防止としましては、やはり定期的なアンケートの実施、子供たちからの声、アンケートの実施及び情報交換会等を、学校で生徒指導上の部分で、情報交換会ということで、共通理解を図る場を設定したりということで、防止ということで対応しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○**委員（橋本徳一郎君）** 情報交換会というものの中身は、どういうことでのやり取りになるのかなと思ひまして。

○**学校教育課長（高嶋宏幸君）** 失礼いたします。

子供たちの欠席状況とか登校状況、あるいはそのような子供の学習への状況等ですね、いじめ等にかかわらず、広く子供たちの状況を共有するものでございます。

以上です。

○**委員（橋本徳一郎君）** ありがとうございます。

○**委員長（中村和美君）** ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（中村和美君）** なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（中村和美君）** なければ、これより採決いたします。

議案第43号・訴えの提起について、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○**委員長（中村和美君）** 挙手全員と認め、本件は可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成について

は、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって文教福祉委員会を散会いたします。

(午後5時07分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年3月9日

文教福祉委員会

委員長